

◎佐呂間町議会傍聴規則

昭和 62 年 3 月 20 日
議会規則第 2 号

改正 平成 13 年 6 月 21 日 議会規則第 2 号

佐呂間町議会傍聴人取締規則(昭和 41 年告示第 2 号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第 3 条 一般席の定員は、12 人とする。

(傍聴の手續)

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第 5 条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯している者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 楽器の類、又は通信機器及び撮影、録画、録音等の機器を携帯している者。

ただし、第9条の規定により、撮影、録画又は録音することにつき議長の許可を得た者は除く。

- (5) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は他の人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号、第4号及び第5号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章等をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート等の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月21日議会規則第2号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。